



遺言による寄付(遺贈寄付)を受け “信州 eye(アイ) 応援基金”を設立しました

当基金に、今月、長野市在住の遺贈者様から公正証書遺言による寄付(遺贈寄付)が寄せられました。

これを受け、長野県みらいベースの冠寄附・助成プログラムに視覚障がいのある方を支援する「信州 eye(アイ) 応援基金」を設けて、遺贈者様のお気持ちを地域や社会のために活かしていきます。

1 基金設立の経緯

遺贈者様(昨年11月にご逝去)には相続人がおらず、生前、自らの遺産を視覚に障がいのある方への支援に使ってほしいという思いから当基金に相談をいただきました。寄付に際しては遺言執行人のながの司法書士法人の松本陽代表社員にご尽力いただきました。

これを受けて、当基金では、遺贈者様の思いに応えるため、長野県が構築し、当基金が運営している公共的活動を寄付で応援するウェブサイト「長野県みらいベース」の冠寄附・助成プログラムの中に「信州 eye(アイ) 応援基金」を設けることとし、9月13日に開催した理事会で決定しました。

基金の規模は約3,000万円になります。

2 助成内容

視覚障がい者を支援する団体への助成、学業や職業訓練に取り組む視覚障がい者への奨学金などを予定しています。

募集要項など詳細が決まり次第、プレスリリース及び「長野県みらいベース」でお知らせします。

※ 遺贈寄付とは

遺言等により故人の遺志を受け、財産の全部または一部を公益法人などの非営利団体や国、地方公共団体などに寄付するものです。

当基金への寄付は、相続税が非課税になります。

公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」 <https://www.mirai-kikin.or.jp/>

公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所
(理事長) 高橋 潤 (担当) 百瀬 貴文
電話 0263-50-5535 (直通)
FAX 0263-50-6561
E-mail info@mirai-kikin.or.jp

県民文化部県民協働課 協働・NPO係
(課長) 保科 千丈 (担当) 菅沼 淳
電話 026-235-7189 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2864
FAX 026-235-7258
E-mail kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp